

群馬県における
これからの
市町村合併

平成18年9月12日策定
平成20年3月31日変更

群 馬 県

目 次

第 1 市町村合併に対する基本的な考え方	1
1 自治の原点を踏まえた市町村合併	
2 県の取組方針	
第 2 県内の市町村の状況	2
1 市町村合併への取組	
2 県内市町村の現状	
第 3 策定の趣旨、対象市町村	4
1 策定の趣旨	
2 対象市町村	
第 4 自主的な市町村合併に対する支援	10
1 支援方針	
2 支援体制	
3 支援内容	

第1 市町村合併に対する基本的な考え方

1 自治の原点を踏まえた市町村合併

平成の市町村合併は、国の強い主導のもとに行われた昭和の市町村合併と異なり、「自らのことは自ら決すべし」とする地方分権時代の合併である。

この観点からすれば、市町村合併も地方分権の時代にふさわしく、地域のあり方は、地域自らが決定することが適切である。

2 県の取組方針

【県内の合併状況】

群馬県においては、自治の原点を踏まえて、市町村の自主的合併が進められてきた。

その結果、本県では、平成の市町村合併により、70市町村から38市町村へと減少し、全国平均を上回る減少率で合併が進められてきた。

【合併に対する考え】

平成の大合併は一段落したと言われているが、住民福祉の向上のためには、県内分権を進め、市町村の基礎的な力を強くしていく必要がある。こうした観点から県内をみると、次の課題が残されている。

- ・合併したくても合併できなかった市町村がある。
- ・分権を受け、自立していくという、将来見通しに目処が立たない小規模な町村が存存する。
- ・地方交付税の削減をはじめとする厳しい状況変化に対応するため、新たな合併を模索している地域がある。

こうした状況を踏まえ、県内分権を進めるためには、その受け皿となる市町村の行財政基盤を強化する必要があり、市町村合併はその実現のための有効な手段の一つである。

【今後の支援】

合併は、地域の将来を決める重要な問題であり、住民と行政・議会の自主的な取組が大前提である。

このため、人口が小規模であるなど課題の残された地域においては、基礎自治体としての市町村のあり方について、誠実な議論が行われることが必要である。

県としても、活発な議論が行われるよう積極的に支援する。

また、自主的な意思により合併を選択しようとする市町村に対し、より一層支援していくこととする。

第2 県内の市町村の状況

1 市町村合併への取組

県内では、地域の将来像を描くために、それぞれの市町村において真剣な議論が行われた。さらに、県内市町村の9割を超える65市町村が合併協議会(法定・任意)に参加し、自主的な市町村合併について協議が行われた。

合併協議会における真摯な協議や各市町村の決断を経て、「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「旧合併特例法」という。)の下で、45市町村が合併し、さらに、「市町村の合併の特例等に関する法律」(以下「新合併特例法」という。)の下で、1町が1市と合併し、14市町となった。

一方、合併しなかったのは、合併協議会に参加したが合併に至らなかった19町村を含め、24市町村であった。

このような経緯を経て、県内は、平成11年の旧合併特例法改正当時の70市町村(11市、33町、26村)から、平成18年10月1日には38市町村(12市、16町、10村)となった。

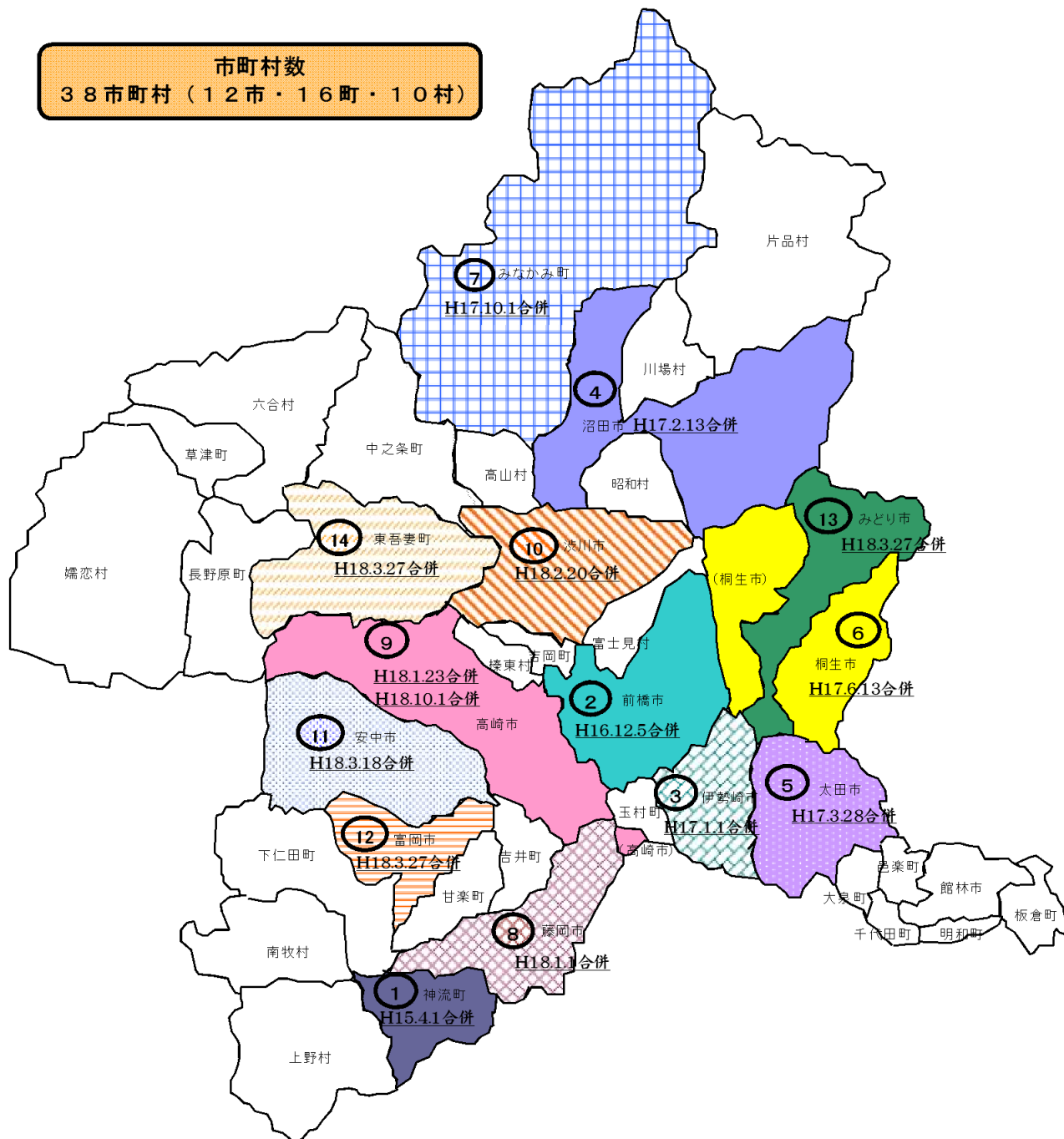
県内の市町村の減少率は45.7%であり、全国平均を上回る状況となっている。

2 県内市町村の現状

現在、合併市町においては、新しいまちづくりに向けて本格的な合併のプロセスが進んでいるところであり、単独で自立を目指す市町村においては、自主自立のための様々な改革が実施されるなど、それぞれの課題に対応した取組が行われている。

【市町村合併マップ】（平成18年10月1日、高崎市・榛名町合併後）

市町村数
38市町村（12市・16町・10村）



【合併市町の概要】

名称 (関係市町村)	合併期日	人口 (人)	面積 (km ²)
① 神流町 (万場町・中里村)	H15.4.1	2,757	114.69
② 前橋市 (前橋市・大胡町・宮城村・粕川村)	H16.12.5	318,584	241.22
③ 伊勢崎市 (伊勢崎市・赤堀町・(佐)東村・境町)	H17.1.1	202,447	139.33
④ 沼田市 (沼田市・白沢村・利根村)	H17.2.13	53,177	443.37
⑤ 太田市 (太田市・尾島町・新田町・藪塚本町)	H17.3.28	213,299	176.49
⑥ 桐生市 (桐生市・新里村・黒保根村)	H17.6.13	128,037	274.57
⑦ みなかみ町 (月夜野町・水上町・新治村)	H17.10.1	23,310	780.91
⑧ 藤岡市 (藤岡市・鬼石町)	H18.1.1	69,288	180.09
⑨ 高崎市 (高崎市・倉洲村・箕郷町・群馬町・新町) (高崎市・榛名町)	H18.1.23 H18.10.1	339,932	401.01
⑩ 渋川市 (渋川市・北橋村・赤城村・子持村・小野上村・伊香保町)	H18.2.20	87,469	240.42
⑪ 安中市 (安中市・松井田町)	H18.3.18	63,179	276.34
⑫ 富岡市 (富岡市・妙義町)	H18.3.27	53,765	122.90
⑬ みどり市 (笠懸町・大間々町・(勢)東村)	H18.3.27	52,115	208.23
⑭ 東吾妻町 ((吾)東村・吾妻町)	H18.3.27	16,847	253.65

※人口は平成17年国勢調査人口

合併参加46市町村
→14市町 (人口 1,624,206人)

合併不参加24市町村
→24市町村(人口 399,929人)

第3 策定の趣旨、対象市町村

1 策定の趣旨

自主的な市町村の合併に対して引き続き支援する必要があることから、新合併特例法に基づく構想として、「群馬県におけるこれからの市町村合併」を策定する。

2 対象市町村

(1) 考え方

新合併特例法に基づく合併協議会が設置されるなど、個別具体的な合併に向けての取組が行われている市町村を対象とする。

なお、市町村の自主的な取組の状況に応じて、適時変更し、対象市町村を追加する。

(2) 対象市町村の組合せ

高崎市、榛名町



(対象市町村の概況)

1 地勢

県南部のやや西よりに位置し、南部は関東平野の一部を形成する平坦な地形である一方、北西部はゆるやかな丘陵地形や山間地形を有している。

高崎市倉渕町を源流とする烏川が両市町を貫いて流れ、この川の両岸に沿って走る国道406号線と主要地方道高崎・榛名線が両市町を結ぶ主な交通路である。

2 人口及び面積

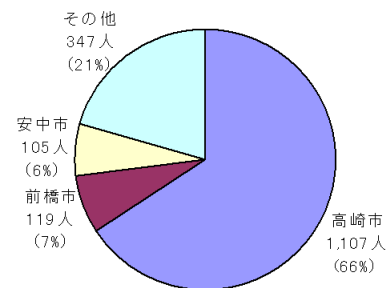
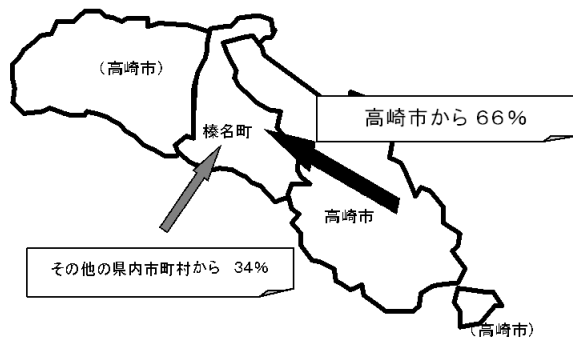
市町村名	人口	面積
高崎市	318,097人	307.42km ²
榛名町	21,763	93.59
2市町計	339,860	401.01

3 人口移動の状況

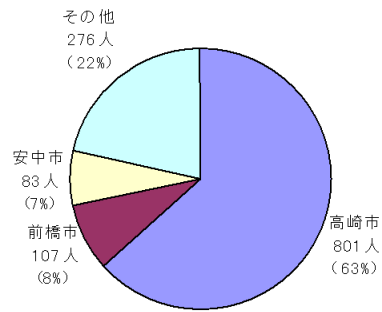
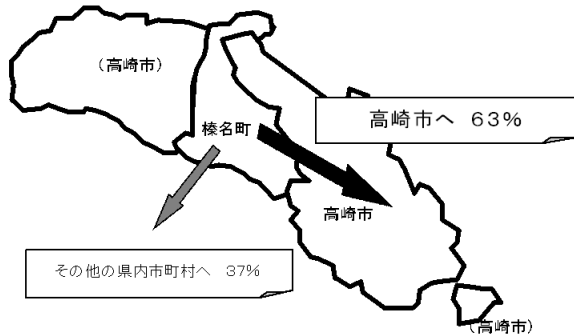
両市町間の人口移動、通勤・通学の状況は次のとおりである。

※平成12年 国勢調査による。ただし、「高崎市」の数値は合併前の高崎市、倉渕村、箕郷町、群馬町及び新町の合計値。

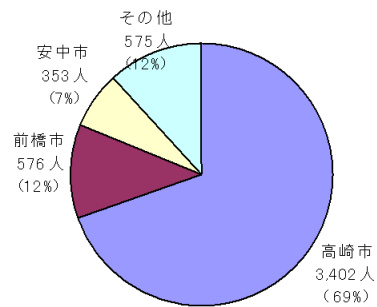
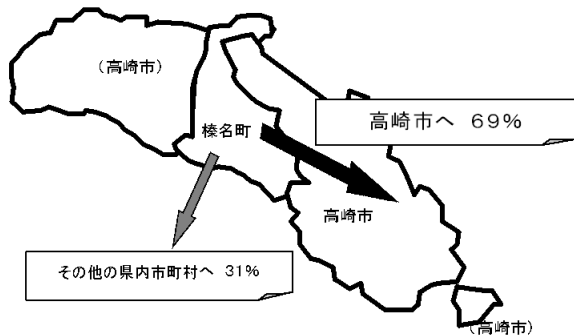
◇ 転入者 (県内市町村から榛名町)



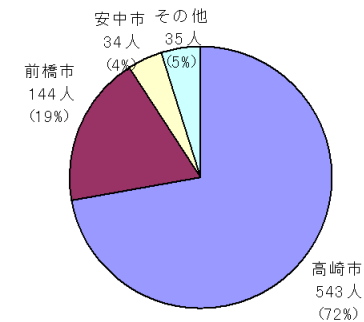
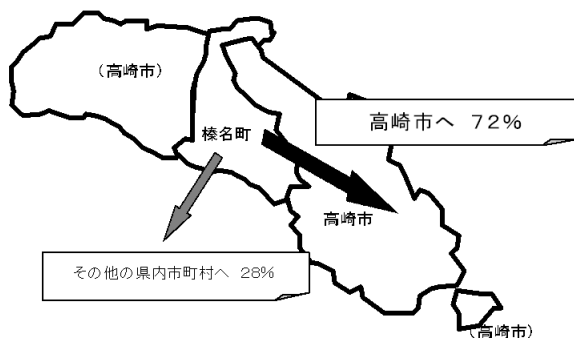
◇ 転出者 (榛名町から県内市町村)



◇ 通勤者 (榛名町から県内他市町村)



◇ 通学者 (榛名町から県内他市町村)



4 事務の共同処理の状況 (主な事務)

- ア 消防事務……………高崎市等広域市町村圏振興整備組合において共同処理
- イ ごみ・し尿処理……………高崎市及び榛名町衛生施設組合において共同処理
- ウ 火葬場……………榛名町及び高崎市火葬場組合において共同処理

前橋市、富士見村



(対象市町村の概況)

1 地勢

県のほぼ中央に位置し、北部は赤城山の南西斜面を形成する丘陵地形である一方、南部は関東平野の一部を形成する平坦な地形を有している。

両市村を主要地方道前橋・赤城線が南北に縦断しており、両市村を結ぶ主な交通路である。

2 人口及び面積

市町村名	人口	面積
前橋市	318,584人	241.22km ²
富士見村	22,320	70.42
2市村計	340,904	311.64

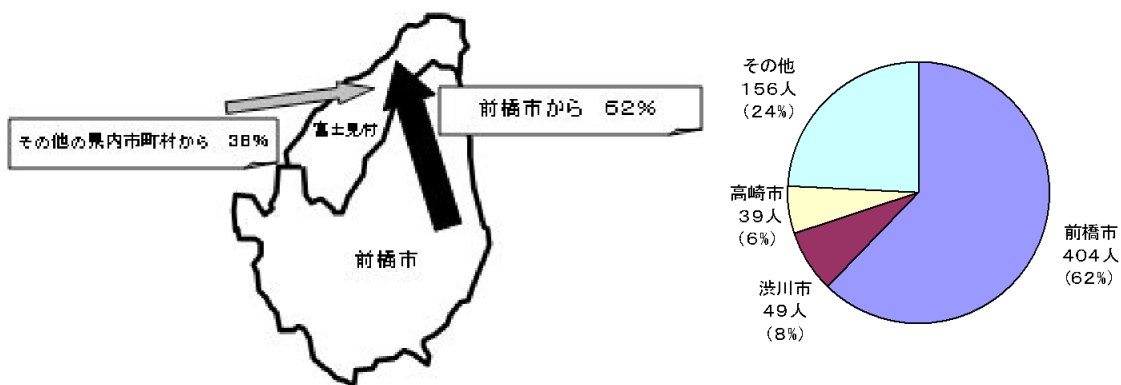
3 人口移動の状況

両市村間の人口移動、通勤・通学の状況は次のとおりである。

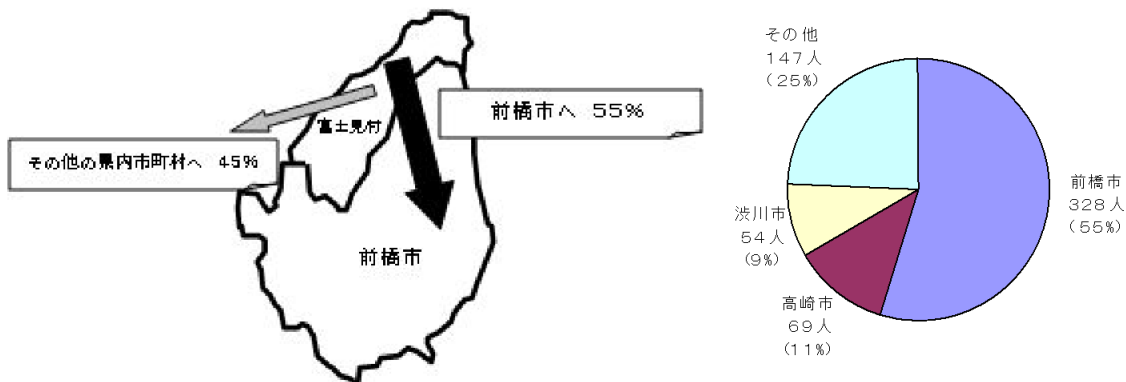
※転入者・転出者は、平成19年群馬県移動人口調査による。

※通勤者・通学者は、平成17年国勢調査による。ただし、「高崎市」の数値は合併前の高崎市、榛名町、箕郷町、群馬町、新町の合計値、「渋川市」の数値は合併前の渋川市、北橋村、赤城村、子持村、伊香保町の合計値。

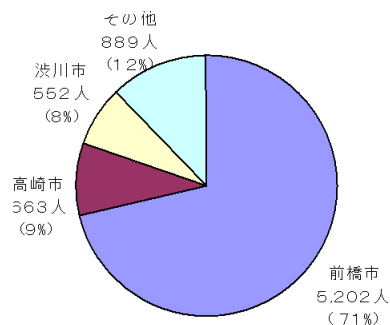
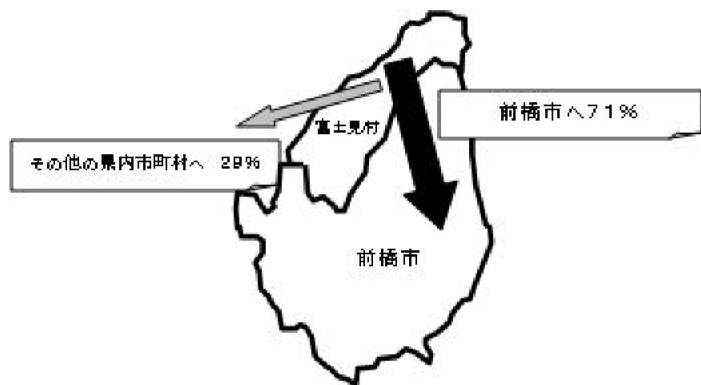
◇ 転入者 (県内市町村から富士見村)



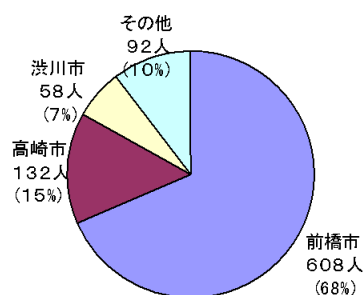
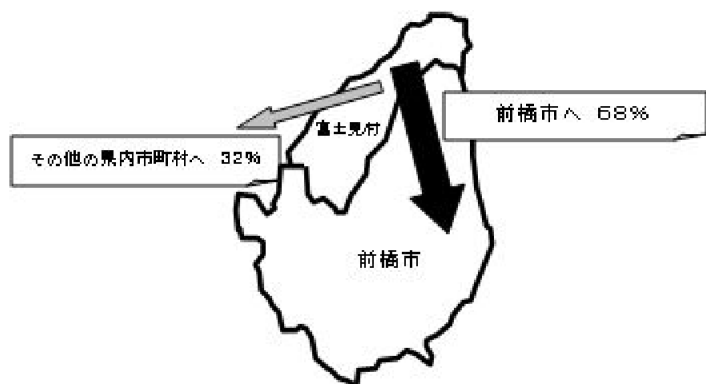
◇ 転出者 (富士見村から県内市町村)



◇ 通勤者 (富士見村から県内各市町村)



◇ 通学者 (富士見村から県内各市町村)



4 事務の共同処理の状況 (主な事務)

ア 消防事務……………富士見村が前橋市に事務委託

イ ごみ……………可燃ごみは富士見村が前橋市に、不燃ごみは前橋市が富士見村に事務委託

第4 自主的な市町村合併に対する支援

1 支援方針

市町村合併に係る検討の進展に応じて、適時・適切に支援を行うとともに、群馬県市町村合併支援方針に基づき、関係市町村からの具体的な支援の申し出に応じて、個別具体的な技術的・人的・財政的な支援を行う。

2 支援体制

市町村合併は県政全般に係る事項であることから、知事を本部長とする「群馬県市町村合併支援本部」を引き続き設置し、全庁体制で支援に向けた取組を行う。

3 支援内容

(1) 技術的支援

自主的な市町村合併の意義や新合併特例法について、ホームページ、広報誌、出前講座への講師派遣等による情報提供や、県主催の合併講演会の開催を行うとともに、市町村からの相談や要望に応じて必要な助言を行う。

(2) 人的支援

合併協議を円滑に行うため、関係市町村からの要請に応じて県職員を合併協議会委員や合併協議会事務局職員として派遣する。

また、合併関係市町村職員の研修目的での県への受入れや、合併市町村への県職員の業務派遣を行う。

(3) 財政的支援

合併協議に係る関係市町村の負担を軽減するため、合併協議会の運営費や、講師派遣の費用等に対する補助を行う。

(4) その他の支援

合併市町村基本計画に登載された県事業の推進、関係市町村間の調整など、地域の実情に応じた支援を行う。